

日医医賠償特約保険 Q & A

Q 1. どのような場合に日医医賠償特約保険に加入した方がよいですか？

A 1. 日医医賠償保険は、日本医師会 A 会員以外の他の医師に責任がある場合や、法人固有の責任については、その責任負担額部分を控除して保険金が支払われます（いわゆる「カット払い」）。したがって、

- (1) 非常勤の医師を含め日本医師会 A 会員以外の医師が起こした医療事故について、開設者・管理者としての責任部分の賠償にも備えたい場合
 - (2) 法人（99 床以下の病院、診療所のみ加入可）の責任部分の賠償にも備えたい場合
 - (3) 高額賠償（1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円）に備えたい場合
- は、日医医賠償特約保険に加入をおすすめします。

Q 2. 日本医師会の A 会員で日医医賠償保険に加入しています。新たに法人を設立して、開設者が個人から法人に変更になりますが、日医医賠償特約保険に加入する必要がありますか？

A 2. 日本医師会の A 会員に自動付帯している日医医賠償保険は会員個人の責任を補償しています。開設者が個人の場合は、開設者責任として日医医賠償保険の対象となりますが、法人の場合は、開設者責任が個人ではなく法人となるため、法人を補償対象とする保険に加入する必要があります。日医医賠償特約保険に加入することにより、法人を被保険者とすることができます。

Q 3. いわゆる一人医師医療法人が開設する診療所の場合、日医医賠償特約保険が必要ですか？

A 3. いわゆる「一人医師医療法人」が、法人あてに損害賠償を請求された場合は、運用上の扱いとして、個人立診療所に準じ日医医賠償保険で付託を受理していますが、一人医師医療法人として設立しても、その後非常勤を含めて会員以外の医師が勤務されることもあるため、日医医賠償特約保険に加入をおすすめします。

Q 4. 日医医賠償特約保険に日本医師会 A ①会員が加入した場合に、その病院・診療所に勤務する他の医師が日本医師会 A ②会員である必要がありますか？

A 4. 日医医賠償特約保険では日本医師会 A 会員以外の医師が単独で損害賠償請求されるケースは補償の対象とならないので、日本医師会 A ②会員個人として医賠償保険の補償を確保しておくことが望ましいです。また、会員が個人として、高額賠償（1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円）に備えたいときも、日本医師会 A ②会員であれば、日医医賠償特約保険に加入することによりそれが可能となります。

Q 5. 個人診療所で開設者・管理者以外の日本医師会 A 会員が日医医賠責特約保険に加入すれば、開設者責任および管理者責任も補償されますか？

A 5. 当該 A 会員個人のカバーは 1 事故 3 億円になりますが、開設者または管理者が特約保険に未加入の場合、開設者・管理者が負うべき損害賠償責任は補償されません。

※開設者・管理者の責任を補償するためには、開設者または管理者である A 会員が、加入依頼書の「記名会員」欄と「補償対象の医療施設」欄に記入し、日医医賠責特約保険への加入手続きが必要となります。

(損害賠償請求日が令和 2 年 6 月以前の事故については 1 事故 2 億円・保険期間中 6 億円となります。)

Q 6. 100 床以上の法人立病院の管理者で日本医師会 A ①会員です。100 床以上のため病院は日医医賠責特約保険の対象外ですが、個人として加入することはできますか？

A 6. 加入できます。日医医賠責特約保険は会員個人の補償を増額 (1 事故 3 億円、保険期間中 9 億円) することができます。(日本医師会 A ②会員個人が加入する場合と同様の取り扱い)。

この場合の具体的な手続きとしては、「記名会員」欄のみを記入してください。補償対象は、日本医師会 A ①会員個人責任のみとなります。

Q 7. 日本医師会 A 会員が理事長である医療法人が公立診療所の指定管理者になりました。日医医賠責特約保険に加入することはできますか？

A 7. 加入できません。開設者が国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社、地方公共団体等の公立医療機関 (含む介護医療院) は指定管理者が医療法人であっても日医医賠責特約保険に加入することはできません。

Q 8. 病院については、病床単位で掛金が算出されることになっていますが、掛金算出基礎は、許可病床数・稼働病床数のどちらですか？

A 8. 許可病床数をもって掛金算出基礎の数字とすることになっています。

Q 9. 病院の病床数や常勤 A ②会員数が、保険期間中に増減した場合の手続きはどうなりますか？

A 9. 変更手続きが必要となります。掛金の増減がある場合には追徴・返戻を行います。

※2024 年 7 月以降は常勤 A ②会員数による増減による手続きは不要となります。

Q 10. 掛金が支払われなかった場合は、保険の効力はどうなりますか？

A 10. 所定期日までに掛金の集金が不能の場合は、始期に遡り日医医賠責特約保険は無効となります。

のでご注意ください。

Q1 1. 日医医賠責特約保険に加入していますが、閉院して日医医賠責保険の廃業特約を適用する場合に日医医賠責特約保険の補償はどのようにになりますか？

A 1 1. 日本医師会 B 会員（廃業 B 会員を含む）は日医医賠責特約保険に加入できませんので、廃業 B 会員に変更した時点で日医医賠責特約保険の脱退手続きが必要となります。

この場合でも日医医賠責保険同様、日医医賠責特約保険についても廃業前の医療行為に対し、10 年以内に損害賠償請求が行われた場合に補償の対象となります。ただし、法人を被保険者とした場合の法人に対する損害賠償請求については、法人が解散した場合には法人に対する請求権はなく、また、法人自体は存続して医療機関として医療を行っている場合には廃業特約の適用外となります。